

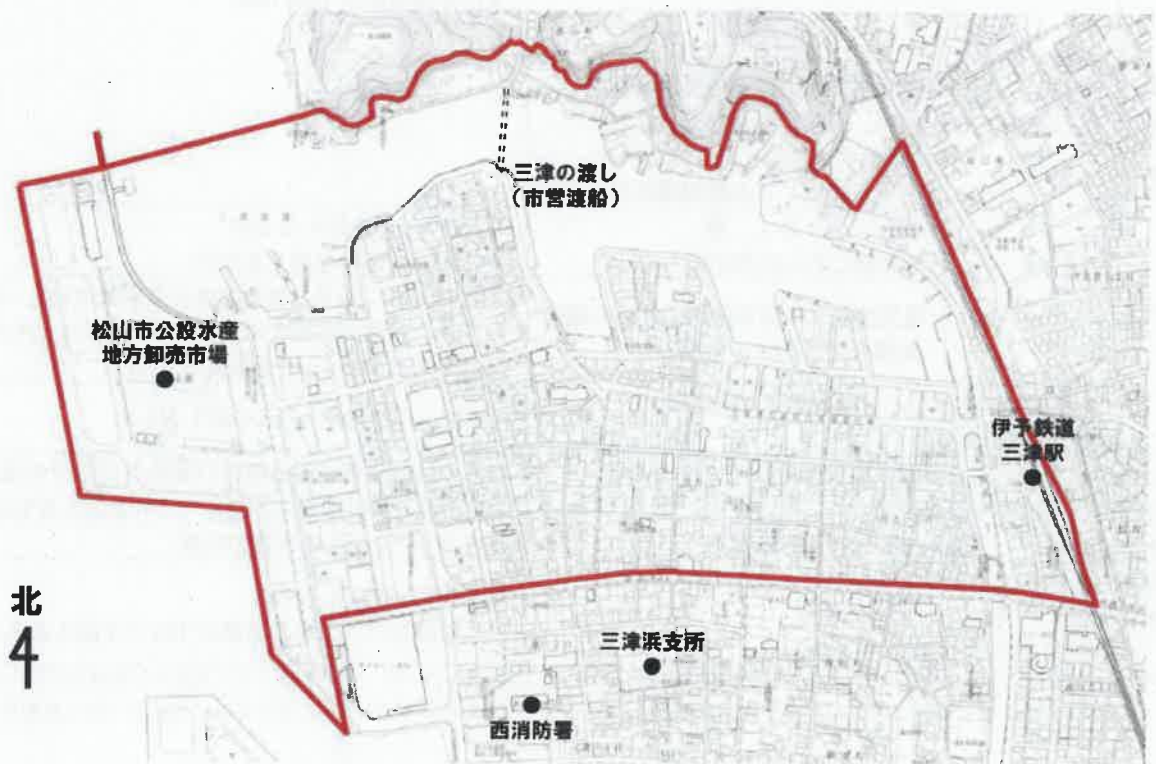
「三津浜地区景観計画区域」の追加について

1. 内容

令和3年4月1日に松山市景観計画を変更（三津浜地区景観計画区域を追加）いたしました。

- ※（1）景観計画とは、景観法に基づき、松山市が良好な景観の保全・形成を推進するため、地域の目標や方針、建物の色彩などのルールを定める計画です。
- （2）一定規模を超える行為の際、事前に届出が必要となります。

2. 区域（下記の図の枠内）



3. 適用開始

令和3年10月1日から適用開始です。

4. 届出の対象となる行為

景観計画区域において以下の行為を行う場合は、景観法の規定により着手の30日前までに届出が必要となります。

行為の種類		届出を要する行為の規模等
		中心地区景観計画区域 (景観形成重点地区を除く) 三津浜地区景観計画区域 眺望保全区域
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの 又は床面積の合計が1000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更部分の面積が15㎡を超えるもの
工作物	・煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、物見塔など ・観覧車、コースター、メリーゴーラウンドなどの遊戯施設 ・コンクリートプラント、クラッシュプラントなど ・自動車車庫の用途に供する施設 ・飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場など	高さが15mを超えるもの 又は築造面積が1000㎡を超えるもの
	・擁壁、垣、さく、塀 その他これらに類するもの	高さが1.5mを超えるもの かつ長さが60mを超えるもの
	・電気供給又は電気通信のための施設 ・太陽光発電のための施設	高さが15m(増築・改築の場合及び建築物と一体のものとして行う新設・移転の場合は5m)を超えるもの 又は築造面積が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更部分の面積が15㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		地形の外観変更に係る部分の面積が200㎡を超えるもの又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
木竹の伐採 ※通常の管理行為等は除く		高さが5mを超える木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物 ^{※2} 、再生資源 ^{※3} 、その他の物件の堆積 ※期間が30日以内のものは除く		高さが3mを超えるもの 又は堆積を行う土地の面積が100㎡を超えるもの

※2：廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

※3：再生資源とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいいます。

《注意事項》

- ・基本設計段階での事前相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。
- ・増改築部分が小さい場合や仮設物件など届出を要しない場合もあります。
- ・様式は市のホームページに掲載しています。

詳しくは市の窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 都市デザイン課 景観担当
 TEL：089-948-6848 FAX：089-934-1807 e-mail:design@city.matsuyama.ehime.jp